

短大卒業程度試験 専門試験（一般事務・教育事務） 例題－１

裁判を受ける権利及び裁判の公開に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。
ただし、争いがある場合は判例による。

1. 裁判は国家が国民に対して提供するサービスであるから、裁判を受ける権利は社会権の一種であると解されている。
2. 裁判員制度による裁判は、公平な裁判所における法と証拠に基づく適正な裁判が行われる仕組みが整えられているとはいえないが、憲法が定める刑事裁判の諸原則を確保できているので、憲法上の支障は生じない。
3. 裁判請求権を基本的人権として認めていれば、裁判を公開しなくても、近代市民社会における人権保障は確保される。
4. 公開の法廷における対審及び判決が要求される純然たる訴訟事件の裁判とは、当事者の意思いかんにかかわらず終局的に、事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を確定するような裁判のことをいう。
5. 夫婦の同居の時期、場所、態様などについて具体的内容を定める審判は、実体的権利義務を確定する作用を有するので、公開しなければならない。

短大卒業程度試験 専門試験（一般事務・教育事務） 例題－2

次の文中のア～ウに入るものがいずれも妥当なのはどれか。

A, B, Cの3人が、「中華」、「和食」の二つのレストランのうちのどちらかに全員で行きたいと考えている。それぞれのレストランにはX（味）、Y（景観）、Z（接客）の項目で客観的な評価点が表のように示されるとする。

	X（味）	Y（景観）	Z（接客）
中華	12	24	36
和食	36	12	24

また、3人の、一方のレストランに行くことによって得られる効用水準 U_i ($i = A, B, C$) はそれぞれ次のように示されるとする。

$$U_A = \frac{1}{6}X + \frac{1}{3}Y + \frac{1}{2}Z$$
$$U_B = \frac{1}{4}X + \frac{1}{2}Y + \frac{1}{4}Z$$
$$U_C = \frac{2}{3}X + \frac{1}{6}Y + \frac{1}{6}Z$$

いま、3人は話合いの末、3人の多数決で行き先を選ぶことにした。各個人が効用水準がより高い方のレストランに投票すると、Aの投票先は であり、また、多数決によって選ばれる行き先は である。

3人の効用水準の合計について、「中華」、「和食」を比べると の方が大きい。

	ア	イ	ウ
1. 中華	中華	中華	中華
2. 中華	中華	中華	和食
3. 中華	和食	和食	中華
4. 和食	中華	中華	和食
5. 和食	和食	和食	和食

短大卒業程度試験 専門試験（一般事務・教育事務） 例題－3

地域統合に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

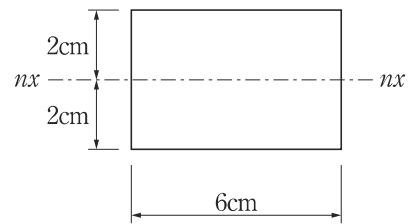
1. 欧州連合（EU）は、「経済通貨同盟」、「警察・刑事司法協力」の二つの分野で協力を進めている政治・経済統合体である。今世紀に入り、「共通外交・安全保障政策」を新たに協力を始める分野とするための検討を進めている。
2. 欧州連合（EU）は、近年イギリスが離脱したが、今世紀に入り東方に加盟国を拡大しており、2020年4月末現在の加盟国は、フランス、スイス、ノルウェーのほか、ウクライナ、ベラルーシ、トルコなど40か国を超えている。
3. 東南アジア諸国連合（ASEAN）は、1960年代に設立され、2020年4月末現在の加盟国は、インドネシア、タイなど10か国である。今世紀に入り「ASEAN 共同体」の構築を宣言し、更なる統合を進めている。
4. 1960年代に設立されたアフリカ統一機構（OAU）は、今世紀に入り、複数の加盟国の内戦や加盟国間の経済発展格差などのため解散した。2020年4月末現在、アフリカの過半の国が加盟する地域機関は存在していない。
5. 湾岸協力理事会（GCC）は、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、イラク、イランのペルシャ湾を囲む5か国によって設立された地域機関である。この5か国は軍事同盟を締結し、共通安全保障政策を推進している。

短大卒業程度試験 専門試験（土木）

例題－ 1

図のような長方形断面の下縁の
断面係数はいくらか。

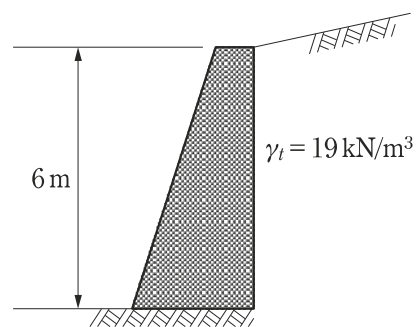
1. 4 cm^3
2. 8 cm^3
3. 16 cm^3
4. 32 cm^3
5. 64 cm^3



短大卒業程度試験 専門試験（土木） 例題－2

図のように、壁体背後の地表面が傾斜している高さ6 mの擁壁の単位幅（1 m）あたりに作用するクーロンの主働土圧はいくらか。

ただし、背面土の単位体積重量を 19 kN/m^3 ，クーロンの主働土圧係数を0.3とする。



1. 81.4 kN/m
2. 86.7 kN/m
3. 92.0 kN/m
4. 97.3 kN/m
5. 102.6 kN/m

短大卒業程度試験 専門試験（建築）例題－ 1

建築計画における各部寸法に関する次の記述のうち、**最も不適当なもの**はどれか。

1. 診療所の駐輪場において、普通自転車 1 台当たりの駐輪スペースを、300mm×1,200mm とした。
2. 診療所の階段において、手摺すりを床面からの高さ 800mm と 600 mm の位置に上下 2 段に設置し、手摺すりの端部を壁側に曲げた。
3. 一戸建て住宅の玄関ポーチにおいて、車椅子使用者に配慮し、車椅子が回転できるスペースを 1,500mm 角程度とした。
4. 一戸建て住宅の台所において、流し台の前面に出窓を設けるに当たって、立位で流し台を使用する場合、流し台手前から出窓までの距離を 800mm とした。
5. 一戸建て住宅の屋内の階段において、蹴込み寸法を、昇る際につまずきにくくするため、20mm とした。

短大卒業程度試験 専門試験（建築）例題－2

建築等工事（事業活動に該当）に伴って生じる廃棄物に関する次の記述のうち、囲みに示す「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条（省略部分を除く）」に照らして、**誤っているもの**はどれか。

1. 住宅の新築工事に伴って生じた廃棄予定の段ボールシート（第2条第4項第一号の政令で定める廃棄物に該当）は、紙くずなので一般廃棄物に該当する。
2. 建築物の解体工事に伴って生じた廃プラスチック類は、産業廃棄物に該当する。
3. 事務所の基礎工事に伴って生じた汚泥は、産業廃棄物に該当する。
4. 建築物の改築工事に伴って生じた繊維くず（第2条第4項第一号の政令で定める廃棄物に該当）は、産業廃棄物に該当する。
5. 石綿建材除去工事に伴って生じた飛散するおそれのある石綿（第2条第5項の政令で定める産業廃棄物に該当）は、特別管理産業廃棄物に該当する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 省略

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 省略

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 省略